

## 押印の見直しについて

(行政経営部行政総務課・市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課)

### 1 目的

デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のための押印原則に係る国の見直しの取組に合わせて、市における様式の押印を見直すことにより、行政手続における市民の負担を軽減するとともに、デジタル変革の推進につなげ、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化の推進を図ることを目的とする。

### 2 見直しの概要

#### (1) 対象

市民等からの申請、届出等の手続に伴い、市民等から提出される書面の様式

#### (2) 内容

押印を求める趣旨の合理性の有無及び押印を求める趣旨の代替手段の有無から判断し、押印を廃止できるものについて、押印を廃止する。

### 3 見直しの結果

#### (1) 押印を廃止した様式（市の例規に定めがある様式）の数

約900様式のうち約700様式の押印を廃止（約80%）

#### (2) 廃止した主な様式の例

補助金等の交付申請書、交付変更承認申請書及び実績報告書、施設使用料の減免申請書、登録内容の変更届等

#### (3) 開始時期

令和3年4月1日（原則）

#### (4) 今後の取組

今回、廃止となっていない様式についても、今後、押印の廃止が可能と判断できれば、随時、廃止していくとともに、市から送付する文書の押印についても見直しを検討していく。

### 4 デジタル変革の推進

デジタル変革を推進する上で、窓口業務のデジタル化は必須となる。市役所窓口に来なくても市民や事業者が行政サービスを受けられるようにマイナンバーカード取得の促進（本人確認）、電子申請の拡充及び電子決済導入など、順次、検討していく。

#### 問合せ

行政総務課 高浦（電話 0547-36-7131）

D X 推進課 松井（電話 0547-36-7969）